

## 11.新戸町地区整備計画区域

### 別表第 2 . 用途の制限 ( 第 4 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
新戸町地区	畜舎

### 別表第 5 . 敷地面積の最低限度 ( 第 7 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
新戸町地区	160 平方メートル

### 別表第 6 . 壁面の位置の制限 ( 第 8 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
新戸町地区	1 メートル	(1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイに該当するもの ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの イ 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途に供するもの (2) 床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車庫等

### 別表第 9 . 屋根の形状の制限 ( 第 11 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築物の屋根の形状
新戸町地区	切妻造、寄棟造、入母屋造その他これらに類する勾配のある屋根

### 別表第 10 . へいの構造の制限 ( 第 12 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築物に附属するへいの構造
新戸町地区	コンクリート造、コンクリートブロック造、石造その他これらに類するもの以外のもので透視可能なもの